○整備地区の区域

別紙1

番号	整備地区名	整備地区の区域	うち都市計画法第７条の規定による市街化調整区域（以下「市街化調整区域」という。）	土地利用の範囲
1	文月･向野地区 （収穫体験型観光エリア）	市道向野１号線の内始点部から市道向野２号線接続点まで	左記の区域と同じ	道路両側５０ｍ（一部除く）
		市道向野３号線全線、市道文月５号線全線	左記の区域と同じ	道路両側５０ｍ（一部除く）
		市道向野２４号線全線	左記の区域と同じ	道路東側に面した片側５０ｍ
		市道文月１号線全線	左記の区域と同じ	道路両側５０ｍ（一部除く）
		市道文月７号線全線	左記の区域と同じ	道路両側５０ｍ
		市道文月９号線全線	左記の区域と同じ	道路両側５０ｍ
		市道文月１１号線全線	左記の区域と同じ	道路両側５０ｍ
		市道文月１号線、市道文月４号線、市道向野３号線	左記の区域と同じ	左記に囲まれた区域
		市道向野１号線、市道向野２号、市道向野２４号線	左記の区域と同じ	左記に囲まれた区域
2	本町･村内･清川･ 中野･中野通･押上･ 大工川地区 （北斗桜回廊エリア）	道道上磯峠下線の内市道本町向野線接続点から市道上磯田園線接続点まで	道道上磯峠下線の内市道本町向野線接続点から市道上磯田園線接続点までの内市街化区域を除く部分	道路両側５０ｍ
		市道本町向野線の内道道大野上磯線から終点部まで	市道本町向野線の内道道大野上磯線から終点部までの内市街化区域を除く部分	道路両側５０ｍ
		市道本町２０号線の内始点部から市道本町２５号線接続点まで	左記の区域と同じ	道路両側５０ｍ
		市道中央線、市道公園線、市道上磯田園線、二級河川戸切地川	左記の区域と同じ	左記に囲まれた区域
		市道清水川線の内、道道９６号線接続部から市道中野１号線接続部まで	左記の区域と同じ	道路両側５０ｍ
		市道清川大野線の内、道道９６号線接続部から清川と千代田の字界まで	左記の区域と同じ	道路両側５０ｍ
		市道中野１号線の内、村内と清川の字界から市道川付線接続部まで	左記の区域と同じ	道路両側５０ｍ
		市道川付線の内、道道９６号線接続部から中野と清川の字界まで	左記の区域と同じ	道路両側５０ｍ
		市道中野通４０号線の内、道道９６号線接続部から市道中野１号線接続部まで	左記の区域と同じ	道路両側５０ｍ
3	開発・東前･萩野･一本木 千代田･清水川 追分地区 （農村交流エリア）	道道大野上磯線の内市道清水川千代田字界線接続部から久根別橋まで	左記の区域と同じ	道路両側５０ｍ
		市道萩野一本木線の内第８新川橋から終点部まで (地番一本木352-4南西端から地番350-３北西端に接する部分を除く)	左記の区域と同じ	道路両側５０ｍ
		市道萩野一本木線の内国道227号線接続部から第８新川橋まで	左記の区域と同じ	道路北側に面した片側５０ｍ
		国道227号線の内市道萩野一本木線接続部から市道清水川千代田字界線の接続部まで	国道227号線の内市道萩野一本木線接続部から市道清水川千代田字界線の間で市街化区域となる地点まで	道路南西に面した片側５０ｍ （市街化区域内は両側５０ｍ）
		市道千代田一本木字界線の内国道227号線接続部から第６新川橋まで	左記の区域と同じ	道路両側５０ｍ
		市道清水川千代田字界線、道道大野上磯線、市道千代田１６号線、市道千代田２号線、新川排水路	左記の区域と同じ	左記に囲まれた区域
		市道八軒家通の内、市道清水川千代田字界線接続部から国道227号線の接続部まで	左記の区域と同じ	道路両側５０ｍ
		市道萩野一本木線始点から国道２２７号線接続点まで	左記の区域と同じ	道路西側に面した片側５０ｍ
		市道千代田一本木線の内市道萩野一本木線接続部点から国道227号線の接続点まで	左記の区域と同じ	道路北側に面した片側５０ｍ
		市道追分線全線の内国道２２７号線接合部から七飯町との境界線まで	左記の区域と同じ	道路東側に面した片側５０ｍ
		市道開発第2号線の内、国道２２７号線接続部から道道大野大中山線接続部まで	左記の区域と同じ	道路両側５０ｍ
		市道開発第3号線の内、道道大野大中山線接続部から市道千代田第1号線接続部まで	左記の区域と同じ	道路両側５０ｍ
		道道大野大中山線の内、国道２２７号線接続部から七飯町境まで	左記の区域と同じ	道路両側５０ｍ
		市道千代田第１号線の内、市道開発第３号線接続部から市道開発通線接続部まで	左記の区域と同じ	道路両側５０ｍ
		市道開発通線の内、道道大野大中山線接続部から市道千代田清水川字界線接続部まで	左記の区域と同じ	道路両側５０ｍ
		市道千代田清水川字界線の内、市道開発通線接続部から七飯町境まで	左記の区域と同じ	道路両側５０ｍ
4	三ツ石地区 （トラピスト修道院エリア）	南渡島地区広域営農団地農道に隣接する耕作されている農用地(三ツ石339-1B、339-6、339-7 339-8、339-9、340-17、340-26、360-B)	該当なし	整備地区区域に表示された農用地
5	稲里・本郷・白川・市渡 細入地区 （新函館北斗駅散策エリア）	市道八軒家通線の内市道市渡2号線接続点から道道七飯大野線（676号線）の接続点まで	左記の区域と同じ	道路両側５０ｍ（一部除く）
		市道八軒家通線と道道七飯大野線の接続点から久根別９号橋（七飯町境）まで	左記の区域と同じ	道路両側５０ｍ
		市道市渡第２号線全線 （一部市道八軒屋通線との重複箇所あり）	左記の区域と同じ	道路南側に面した片側５０ｍ （一部東側も含む）
		市道市渡第５０号線全線	左記の区域と同じ	道路片側５０ｍ
		道道１１７６号新函館北斗停車場七飯線の内、新函館北斗駅停車場から七飯町境まで	左記の区域と同じ	道路両側５０ｍ
		市道八軒家通り線の内、道道七飯大野線接続部から道道９６９号線接続部まで	左記の区域と同じ	道路両側５０ｍ
		道道七飯大野線の内、市道八軒家通り線接続部から国道２２７号線の接続部まで	左記の区域と同じ	道路両側５０ｍ

（注意） 事業実施者は、沿線利用型･エリア型を問わず市と協議を行い、事業の実施許可を必ず得ること。
土地利用の範囲（施設、駐車場用地の位置）については50m以内とする。実施しようとする地区の状況を考慮し、協議を行う中で市が認めた場合のみ、範囲を超えて設定することができる。ただし、沿線利用型･エリア型を問わず市の負担が増加するような取組みは原則認めない。